## 公　聴　会

### 植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第７条第４項において準用する同法第５条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成22年６月11日

農林水産大臣　山田　正彦

記

1　日時　平成22年６月29日午後２時から

2　場所　東京都千代田区九段南２丁目１番５号　農林水産省三番町共用会議所

3　意見を聴こうとする事項

⑴　トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを、規則別表２中チチュウカイミバエに係る輸入禁止植物から除くことについて

⑵　⑴の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を制定することについて

4　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは同課検疫対策室長）

5　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣あての文書を平成22年６月26日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950 東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）へ提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　議題に対する意見の概要（意見及びその理由）

6　留意事項

⑴　議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴けるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人に対し公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合

ハ　公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合

⑷　傍聴人が多数となり、全員が公述の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。

⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置をとることがある。

7　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）

横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船２丁目３番地12号　名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町２丁目11番地の１　那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）

近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市二の丸１番２号　熊本合同庁舎内）

### 一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

次のとおり公聴会を開催する。

平成二十二年六月十一日

一　件名　九州経済産業局長　橘高　公久

二　期日　平成二十二年七月十四日　午後二時から

三　場所　出水市中央公民館（鹿児島県出水市文化町二十三番地）

四　事案の要旨

1　総原価を見直した結果、現行ガス料金を平均九・八六％引き上げるほか、その他供給条件の変更に伴う一般ガス供給約款の変更を行う。

2　詳細は、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）並びに出水ガス株式会社（鹿児島県出水市緑町五十番地十五号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話番号がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した九州経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「出水ガス関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年六月三十日までに、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一二―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）に持参又は郵送により提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、九州経済産業局長が意見を述べる者を指定の上、その旨を届出者あてに通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「出水ガス関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年六月三十日までに九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一二―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）に到達するよう申込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あてに通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

九州経済産業局長　殿

（ふりがな）
届出者　氏　名

（郵便番号）
住　所

（電話番号）
職　業

出水ガス株式会社申請に係る一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別記に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

## 資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

六月八日（火）

○一般案件

一、基本方針について（決定）（内閣官房）

一、国会において審査中の内閣提出議案の審査取り進め方針について（決定）（内閣官房）